一期一縁 広島 運営規程

（事業の目的）
第１条
「株式会社ラフラインズ」が運営する一期一縁　広島（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員、機能訓練指導員・看護職員が、要介護の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条
１　指定地域密着型通所介護の提供にあたって、事業所の従業者は、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
５　指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
６　前６項のほか、「指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成２８年厚生省令第５３号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）
第３条
指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）
第４条
事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
名　称　　一期一縁　広島
所在地　　広島市佐伯区坪井 3-71-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第５条
事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとし、必置職においては、法令の定める通りにする。
管理者　１名
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

従業者は、指定地域密着型通所介護の業務に当たる。

生活相談員　１名以上
生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員　１名
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員　１名
看護職員は、看護職とあいりは訪問看護広島西と連携を行う。

介護職員　６名以上
介護職員は、健康状態の確認及び介護、生活リハビリテーションを行う。

（営業日及び営業時間）

第６条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

365 日営業とする。

午前８時 25 分から午後５時 35 分までとする。

提供時間　午前９時 25 分から午後４時 35 分までの７時間１０分とする。

（指定地域密着型通所介護の利用定員）

第７条

事業所の利用定員は、1日１８名とする。

１単位　１８名

（指定地域密着型通所介護の内容）

第８条

指定地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービス　を行うものとする。

食事の提供　入浴　日常生活動作の機能訓練
健康管理　相談支援　送迎

（利用料等）

第９条

１　指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額としそのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年　厚生労働省告示第百二十六号）によるものとする。

２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合に通常の事業の実施地域を越えた地点から１ｋｍあたり５０円を徴収する。

３　食事の提供に要する費用については、７００円を徴収する。

４　おむつ代については、実費相当額を徴収する。

５　その他、指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当である費用については実費を徴収する。

６　前６項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに

区分）について記載した領収書を交付する。

7　指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

8　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

9　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第１０条

通常の事業の実施地域は、広島市佐伯区（湯来町と杉並台を除く）、広島市西区の地域とする。

（衛生管理等）

第１１条

1　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条

1　生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2　生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（緊急時等における対応方法）

第１３条

1　指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2　利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3　利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第１５条

1　指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しく照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健

康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１６条

１　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１７条

１　事業所は、事業所の管理者を責任者として、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1)　虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的に開催しその結果を従業者に周知を徹底する。

(2)　高齢者虐待防止に関する指針の整備

(3)　高齢者虐待防止に関する研修の実施・年２回

(4)　虐待防止に関する担当者の選任

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１８条

１　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時研修　採用後１ヵ月以内

継続研修　　年２回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、地域密着型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から２年又は５年保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「株式会社ラフラインズ」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２９年　７月　１日から施行する。
この規程は、平成２９年１０月１６日から施行する。
この規程は、平成３１年　２月　１日から施行する。
この規程は、令和　元年　６月　１日から施行する。
この規程は、令和　元年１０月　１日から施行する。
この規程は、令和　元年１２月　１日から施行する。
この規程は、令和　３年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　３年　９月　１日から施行する。
この規程は、令和　４年　８月　１日から施行する。

この規程は、令和　４年１１月　１日から施行する。
この規程は、令和　５年 ４月　１日から施行する。
この規程は、令和　６年 １月　１日から施行する。
この規程は、令和　７年 ７月　１日から施行する。